

平成29年度以降の給与所得等に係る特別区民税・都民税の特別徴収税額通知について

1 事案の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、地方税分野における個人番号利用手続について、国から地方自治法第245条の4に基づき、特別徴収義務者に対して発出する通知への納税義務者の個人番号の記載に関し技術的な助言があった。

2 特別徴収税額通知への個人番号記載の影響

特別徴収税額通知への個人番号の記載は、郵便物の紛失等による情報漏えいのリスクがある。また、個人番号を記載し、簡易書留で郵送する場合には、郵送料が大幅に増大するとともに、受取までに日数を要し特別徴収義務者による徴収事務に支障を来たすおそれがある。

3 区の対応

(1) 特別徴収税額通知への個人番号の印字

ア 区が個人番号を保有している納税義務者については、アスタリスクを印字する。

イ 区が個人番号を保有していない納税義務者については、空欄とする。

ウ 特別徴収税額通知に区の対応に係る説明を記載し、特別徴収義務者からの求めがあったときは、個人番号を記載した資料を簡易書留で郵送する。

(2) 特別徴収税額通知の郵送方法

個人番号の印字について上記の取扱いをしたうえで、普通郵便とする。